

鹿児島県文化財調査報告書第71集



令和7年3月

鹿児島県教育委員会

鹿児島県文化財調査報告書第71集

発行日 令和7年3月

発行者 鹿児島県教育委員会

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

電話 099-286-5355（文化財課）



藤田家住宅



旧島津家別邸



薩摩川内市入来町の
木造阿弥陀三尊像 附 木造僧形立像

巻頭図版 2



伊佐盆地一帯の土馬，人形，土版及び関連遺物



祁答院町藺牟田麓の田の神戻し

国指定等文化財



重要無形民俗文化財「川内大綱引」



登録無形民俗文化財
「薩南諸島の黒糖製造技術」

序 文

鹿児島県教育委員会では、貴重な文化財を調査し、記録保存することにより、郷土の文化財を正しく理解し、文化財愛護思想の一層の高揚を図ることを目的として、昭和28年度から文化財調査報告書を刊行しています。

今回は、第71集として、県文化財保護審議会委員が令和6年度に実施した有形文化財及び無形民俗文化財の文化財調査報告5件の概要を掲載しました。

また、令和6年3月に、新たに国の指定及び登録を受けた無形民俗文化財各1件の概要も併せて掲載しました。

本書が、文化財の保存・活用を図るために広く活用されることを期待します。

最後に、御多用の中を調査・執筆に当たっていただいた県文化財保護審議会委員の方々に深く感謝申し上げます。

令和7年3月

鹿児島県教育委員会
教育長 地頭所 恵

目 次

序 文

第1章 文化財調査報告

- 1 藤田家住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 旧島津家別邸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 薩摩川内市入来町の
木造阿弥陀三尊像 附 木造僧形立像・・・・・・・・・・ 13
- 4 伊佐盆地一帯の人形, 土馬, 土版及び関連遺物・・・・・・・・ 20
- 5 祁答院町藺牟田麓の田の神戻し・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第2章 国指定文化財

- 重要無形民俗文化財「川内大綱引」・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

第3章 国登録文化財

- 登録無形民俗文化財「薩南諸島の黒糖製造技術」・・・・・・・・ 36

第 1 章 文化財調査報告

ふじ た け じゅう た く
藤田家住宅

県文化財保護審議会委員 揚村 固

1 はじめに

藤田家住宅（薩摩川内市入来町浦之名9673）の経緯については、文献1に詳しいが、所有者の保存・継承についての強い意向が地域住民の賛同と協力を得て、2017年結成「藤田家の保存と再生（活用）を考える会」の活動（準備会と本会7回開催）を通して評価され、薩摩川内市の有形文化財に指定された。

それ以前、平成27年から実施された文化庁補助事業「近代和風建築調査事業」で調査された1700件を越える建造物調査の成果報告書（文献2）で最終50件の一に評価されていたもので、その成果が現実の社会活動となって評価され、活動母体がNPO法人としての認定を受けて保存整備と活用を継続している。



図1 入来麓と藤田家の位置
国道328号と県道42号

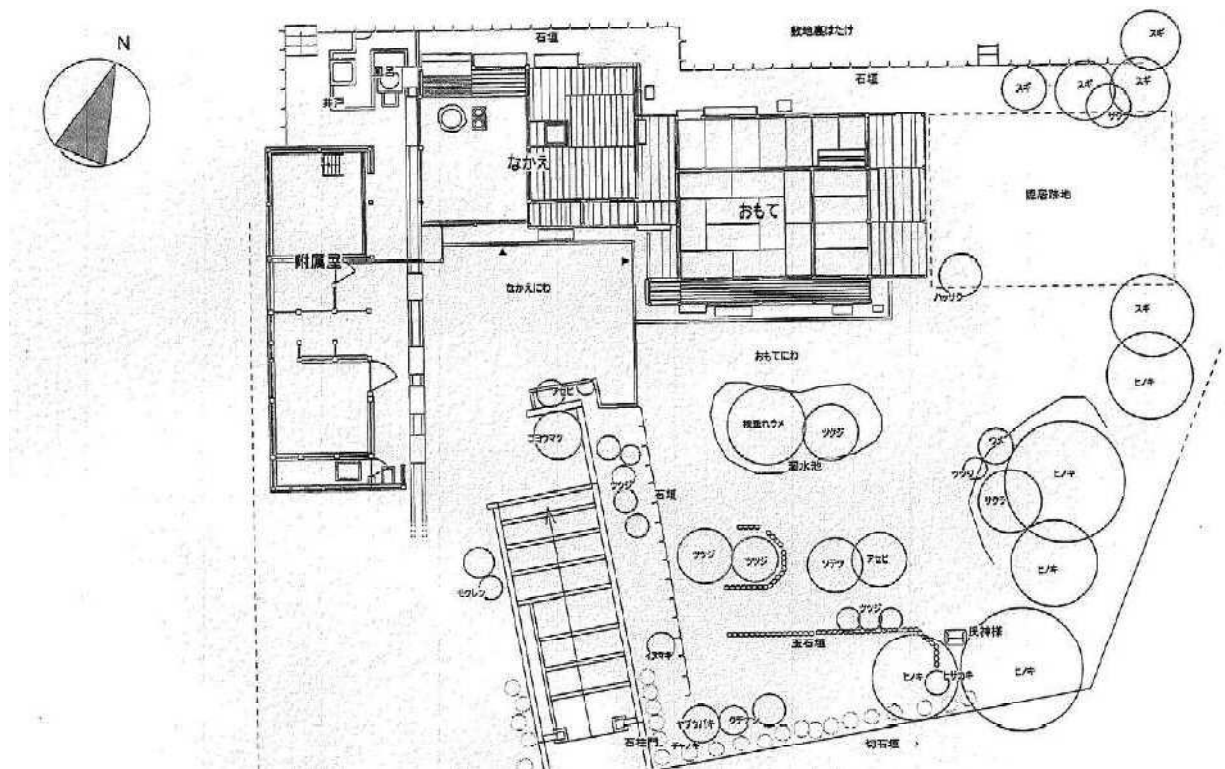


図2 敷地と現存建物



写真1 藤田家住宅（主屋）

2 由来

藤田家住宅は、入来麓近在に居を構えた薩摩藩古来の武家屋敷で、主屋と付属屋を主とする敷地全体が、鹿児島県の伝統的武家住まいの構えをよく残す住居として貴重である。

その祖はここを治めた有力者渋谷氏と共に鎌倉から入った高橋家由来の家柄で、のちに入来郷領主となる入来院氏の協力者高橋家の別立藤田家として、街道の要衝に位置して近在を治めたと伝える。



写真2 石柱門とアプローチ

3 立地

藤田家住宅は入来麓地区から国道328号を南方鹿児島方面に約2.5km、県道42号川内加治木線と交わる日の丸交差点から東方蒲生方面に数百m入った沿線に位置する。

4 構成

国道から県道に入って左手微高地に居を構える（写真1）。古くはその数倍あったという敷地には、石門を構えて南から斜路を上る。

現在の屋敷地には主屋と付属屋が残る。主屋は「オモテ」棟と、1間半ずらして繋ぐ「ナカエ」棟からなる。

5 主屋と附属屋

<「オモテ」棟の平面構成>

「オモテ」棟には「オモテ」と呼ぶ表座敷10畳を中心とし、その東を上位として4畳間（注1）を造り、奥行きを浅い床・脇床を設けて「オモテンカシタ」と呼ぶ（注2）。10畳を「オモテ」4畳を「オモテンカシタ」とすることを考えると二室は、あるいは一室が二室になったことを示唆するかもしれない（写真4,5）。

表座敷の中央には、東西桁行方向に大梁を四畳間の床柱まで貫いて掛け渡し、途中三箇所直交する張間方向に上下二本の梁

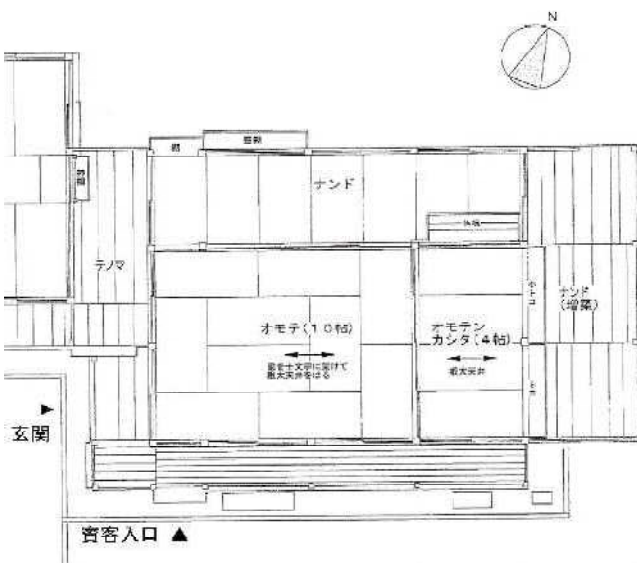


図3 「オモテ」棟平面図

で挟み十字に架ける（写真6, 7）（鹿児島によく見られる構法）。その梁の下端には、北から半間筋の2箇所
所に柱の抜き跡を認め変遷の根拠を示す。南二部屋の北隣は一
間幅で畳を敷いた7畳分の「ナンド」がある。一般の整形「四
ツ間取り」と異なり、各10, 4, 7畳三室の平面構成となる。

床の間の裏には、一間幅で三間の板間を葺き降ろして増築した。表棟の縁側で玄関近くには沓脱石くつぬぎいしに虹梁こうりょうを設えた賓客用玄関とも言える上り口（写真3, 4）を設け残して珍しい。

「オモテ」棟の南庭を「オモテニワ」とする。



写真3 賓客上り口



写真4 賓客上り口の虹梁



写真5 「オモテンカシタ」の床に出現した壁紙の下貼



写真6 「オモテンカシタ」北面に神棚仏壇、右は一間の脇床



写真7 4畳上座境に架かる十字梁



写真8 オモテに架かる3本十字梁

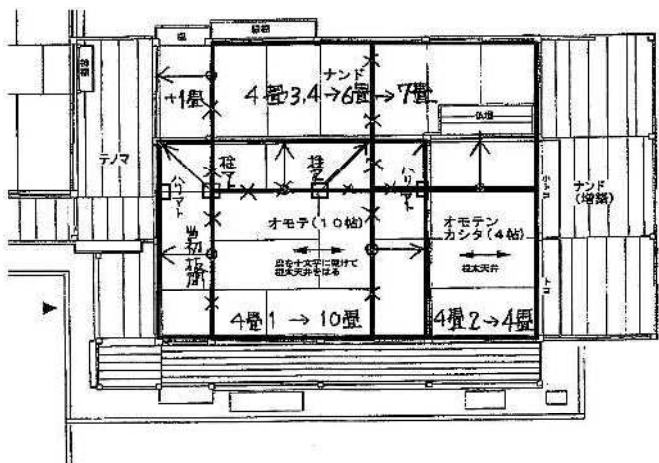


図4 「オモテ」平面の変遷図

「オモテ」棟の間取り形成の変遷

「オモテ」棟の間取りが現状のかたちでなかったことは、現在の梁下に残る二箇所の柱抜き跡、同様に二箇所の梁横に見られる梁差しの痕跡から柱梁に残る痕跡などを認め、かなり大きな変遷を経て来たことは間違いない。

この住宅の主屋にこうした変遷の痕跡が残されたことで、変遷過程について検討することが可能になる。これは幸運であると評価できる。

これまでに複数の変遷過程が説明されているが、必ずしも決定論を得ているわけではない。

ここでは藤田家「オモテ」平面の変遷について筆者の理解するところを記す。

- 1 「オモテ」棟は三間×三間（半）の正方軸組であったと考えたい。
- 2 柱跡の痕跡などから、当初は4畳半4室の整形四間取と仮定することが可能。南西4畳半の東西と北の部屋境をそれぞれ半間ずつ外側に拡げると、現在の「オモテ」10畳になる。（西に拡がった半間分は当初は板間であったことがわかっている。）東の4畳半は一畳半減少し、半畳増えてちょうど四畳の「オモテンカシタ」となった。北二室の9畳は3畳分が減少し、南に1畳分が増加したため現況7畳敷の細長の「ナンド」になった。
- 3 「オモテ」の間と「オモテンカシタ」の間を四筋四枚の襖建てとし、梁下に梃材の鴨居と敷居を用いて差別化し、オモテ座敷10畳と異なる格付けとした。

<ナカエ>

「ナカエ」は、三間と半間幅の「テノマ(樋ノ間)」と「玄関」を挟み、一段床を下げている。「テノマ(樋ノ間)」では、「オモテ」と「ナカエ」の柱筋が通らない。両者の建設は同時でなかったことを示唆する。ただ、文献1では、建築時期を部材の加工痕から18世紀から19世紀初期と推定している。

外縁と囲炉裏付きの10畳分の板の間(注3)と、「ウスニワ」と呼ぶ土間で成る。土間の北に寄せて大釜と2口の「文化カマド」を備え、後補で北辺に高床の板床と流しを備える。

土間を出た西側戸外に外風呂跡と井戸が残る。「ナカエ」の南庭を「ナカエニワ」とする。

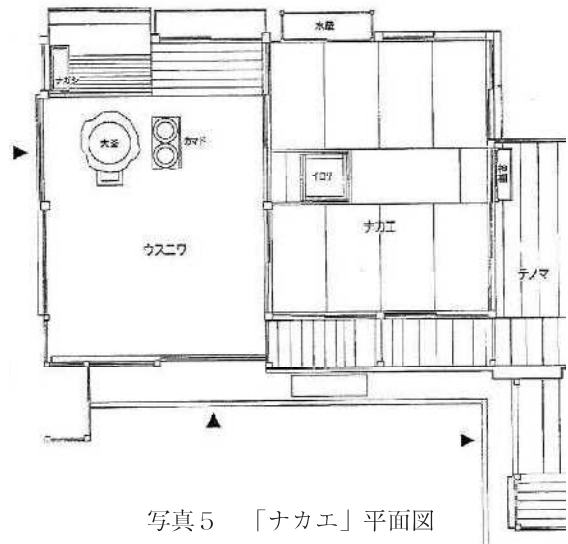


写真5 「ナカエ」平面図

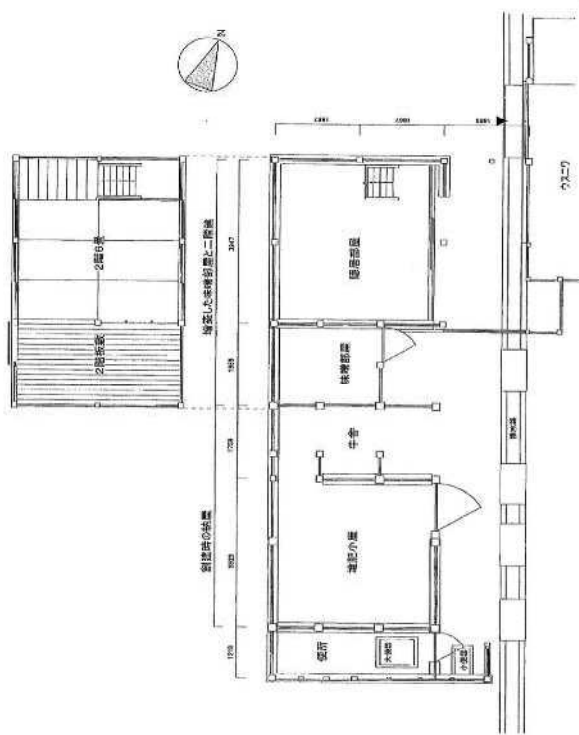


図6 附属屋一・二階平面図



写真9 「ナカエ」の3本梁



写真10 大釜と2口カマド 奥に流し

<附属屋>

附属屋は一部二階建、一階に「堆肥舎」「牛小屋」「味噌部屋」二階に「隠居部屋」がある。

かつてはこの南側にも多くの牛を育てる牛舎があったと伝える。



写真11 「ナカエ」の西外

6 評価

「藤田家住宅」を歴史的・文化的存在として調査した。以下を指摘して高く評価できる。

- 1 地域形成の歴史に確かに関わった存在
- 2 麓地域でない近在の武家の住居例として貴重
- 3 地域景観の維持に寄与している
- 4 明らかな二棟造の実例である
- 5 希少な呼称「オモテンカシタ」の座敷を持つ
- 6 四畳間の上座敷は希少貴重
- 7 間取り変遷の痕跡を維持保全して貴重。図7に痕跡調査メモを付した。
- 8 近在武家屋敷の敷地利用の実例として貴重

以上から、本件「藤田家住宅」の保全・活用のため、本県の有形文化財として評価することが妥当であると考える。

注

- 1 4畳間を持つ住宅の例を他に二例確認したが、うち一例はすでに現存しない。
 - 2 地域の方言で「表の頭」の意。
 - 3 畳敷きの図も残るが本来は板床。簀床に畳を敷いたという伝承も残る。
- ※ 巻頭図版1「藤田家住宅」及び写真1は、藤田晋輔氏及び中岳正博氏の了解を得て掲載した。

参考文献

- 1 「薩摩川内市指定文化財 藤田家住宅 保存整備・活用計画報告書」特定非営利法人 古を究め隊・活かし隊プロジェクトイン入来 2024年5月
- 2 「鹿児島県の近代和風建築」鹿児島県近代和風建築総合調査報告書 平成29年3月 鹿児島県教育委員会 PP.42-43 「13 藤田氏住宅(No.871)」

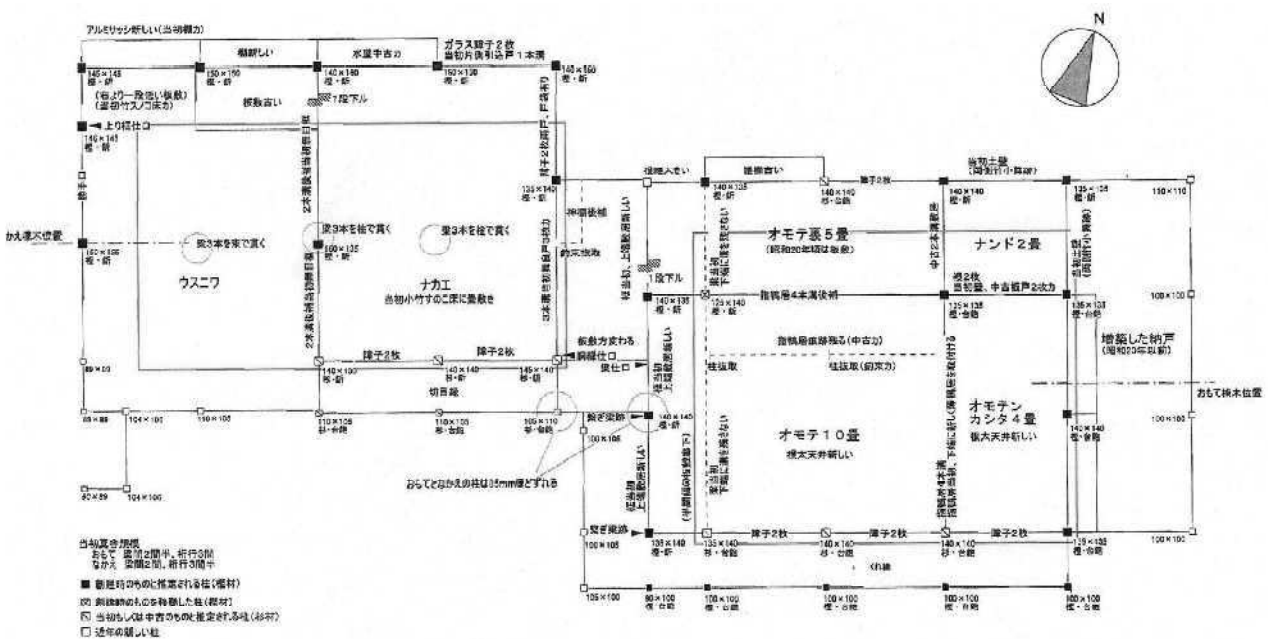


図7 藤田家住宅調査メモ 土田充義・水田丞2007

1 はじめに

薩摩藩に由来する現存建造物は少ない。知られているのは鹿児島市吉野町にあって磯海岸に面する仙巖園内に、ほぼ旧態のまま存在する「磯御殿」がよく知られている。以前は「磯別邸」とも呼ばれたが、鹿児島城内の城主居館に対しての別邸の意であつたらう。明治5（1872）年鹿児島城を引上げた第29代島津忠義が前身「喜鶴亭」「鶴之間」を明治17（1884）年「書院間」に大改修したもので、正門完成が明治30（1897）年、同年忠義が没している。この「旧島津家別邸」建設年はその間と考える。

「旧島津家別邸」は薩摩藩が幕末に行った集成館事業を活発に展開した磯浜地区の更に南端に位置する邸宅で、これまで藩主関係者の住まいとして使われてきたと伝えるものだが、近年某医療法人に譲渡された。

観光開発に整備された「仙巖園」内の「磯御殿」は、現在ではかなりの内部まで一般公開されて知られているが、この「旧島津家別邸」はこれまで公開されておらず殆ど知られてこなかった。

しかし、平成27年から文化庁補助事業で鹿児島県が実施した悉皆調査「鹿児島県近代和風建築総合調査」において初めての公式調査が行われ、その成果として報告された「鹿児島県の近代和風建築」において総数1700を越える対象から選びぬかれた約50件の建造物の一つとして報告された（文献1）。



図1 旧島津家別邸位置図

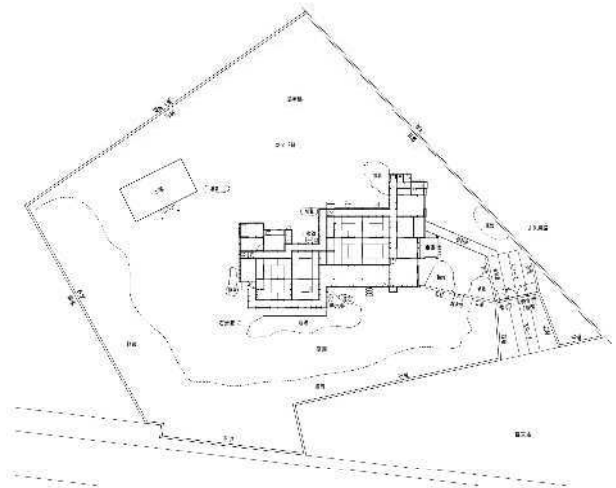


図2 敷地内建物配置図



写真1 旧島津家別邸正面



写真3 奥座敷



写真2 車寄と表座敷



写真4 敷地奥に土蔵

2 立地

本件は、かつて集成館事業の行われた一帯の端部に位置する「異人館(旧鹿児島紡績所技師館)」の近くで更に国道10号と日豊本線を挟んだ南側の地所に立地する(図1)。

ほぼ菱形の敷地を北西の鉄道と国道、東の旧磯街道、南西を磯山に限られ、周囲を切石積みで囲んだ。敷地へは石垣の間に設けた鉄製の冠木門かぶきもんに向かい僅かに登って入る。

3 現存建造物

門を抜けて左に車寄せを突き出した邸宅の正面に向かう(写真1)。敷地内には主屋(写真2, 3)と白壁の土蔵(写真4), 屋外に煉瓦造りの炊事場跡が残る。

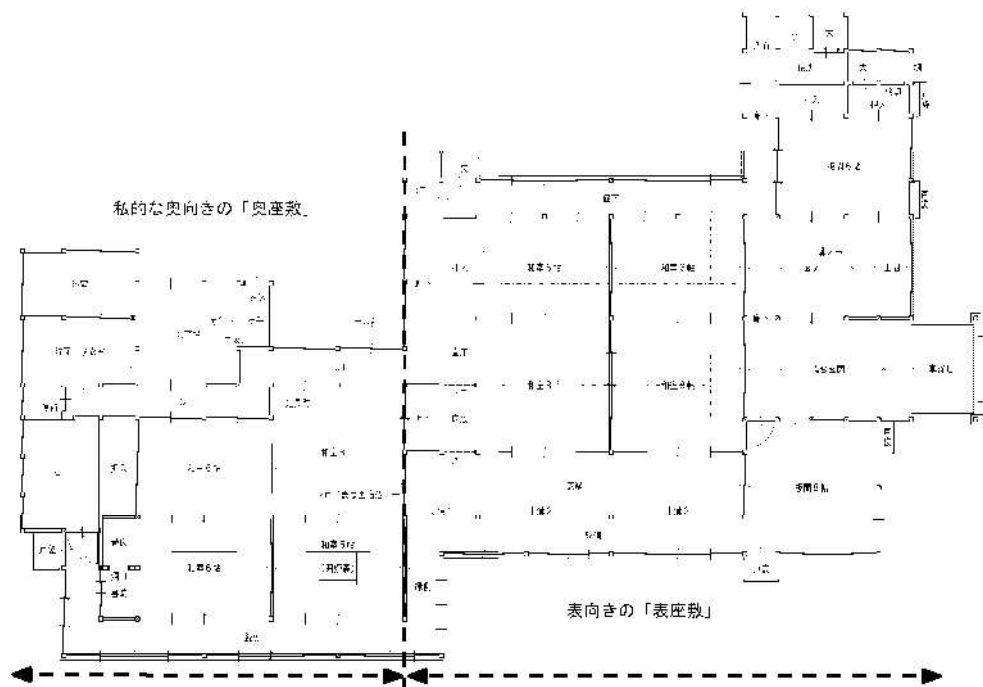


図3 旧島津家別邸主屋平面図

4 主屋

主屋の著しい特徴として、一般の住宅のように南面しない。座敷が東方の桜島に面するように建てられた。桜島の眺望は、庭園にとって重要な構成要素であったことがわかる。

主屋としての建物は、玄関から続く座敷群を主とする表の棟と、これに雁行させて続く奥の座敷群からなる奥の棟で構成される。奥と表の二棟でなるが、民家の「おもて」と「なかえ」のような床の高さの違いはなく、同じである。

【表座敷】

床を持つ表座敷と隣接室群および玄関周りの室群が、一つの大屋根の下にある状態から、ここではその全体を「表座敷」と呼称する。

「表座敷」は四室の畳部屋でなる整形四ツ間取りだが、廊下を隔てた北側に武家特有の「式台」玄関を構えて邸全体の格を表現した。「式台」の西側にもう一つ、室内に土間を持つ玄関を備えて通常の出入りに供した。土間玄関の西には使用人が控えたであろう六畳板間、その奥に外来客への備えとして手洗場と大小廁がある。(用人部屋にも内部に廁を持つ。)

式台は新財で張り替えた板張り、通常三枚幅に四枚の舞良戸を引き分けて建てる。式台へは室外の石段三段で上がる。

式台構えの玄関から室外に有効一間半幅の車寄せを一間突き出して格式を保つ。車寄せは二本柱に虹梁板臺股を掛け格天井を張り、入母屋千鳥破風の屋根をかける。

式台の東隣には板間八畳を置く。洋間として椅子式の接客に用いたと考える。

表座敷は八畳二間と六畳二間の整形四ツ間取り。天井は床差しの竿縁天井(注4)で、床飾りには床框と落掛けに黒檀を使うも一間の畳床で、違棚に天袋の平書院をつけるいたって質素な造りである。部屋境には組子の欄間、縁境には大きな欄間障子を用いて明るさを工夫している。



写真5 主屋玄関車寄



写真6 表座敷の床飾



写真7 表座敷と広縁と縁



写真8 広縁(畳廊下), 奥に板絵戸



写真9 美しい杉柂目

仕上げの木材は、柱・長押・障子棧・障子の低い腰板などの全てに良質の杉の柂目材をふんだんに用い、造作としては控え目ながら最上の贅を尽くしている（写真9）。

「表座敷」で特筆すべきは室の廻りで、庭越しに錦江湾と桜島が望める位置に、一間幅と半間幅の縁を設けている。現在は板張り（新建材）の一間幅広縁は、本来は畳敷きの「畳廊下」である。敷居の内外に畳を敷いて同じ高さで扱う意図は、最上位の扱いと理解できる。

畳廊下の外側には、更に一般的な木製縁側を廻している。「表座敷」の裏にあたる西側には「畳廊下」はない。後述の「奥座敷」にも畳廊下は採用されず、用いられた「表座敷」の重要性がここでも指摘できる。

この座敷と畳廊下の取り合わせは、一般では殆んど使われない。しかし、仙巖園の中心的存在である「磯御殿」では、「書院間」を中心に大々的に使われていることが指摘できる。先述の建設事情から、両者に深い繋がりを想起させる（図3）。

この畳廊下を進むと「奥座敷」に至るが、その位置には大和絵の描かれた二枚の板戸が建てられている。まさにここから先は別の領域であることを示している（写真10, 11）。

【奥座敷】

「奥座敷」も同様の四ツ間取りを基本とするが、東の庭に面する表の六畳二間に西側の裏六畳と八畳二間での変則四ツ間取りで、表座敷と接続・連絡する。八畳で表棟と繋ぐことで、表座敷の建築的接続面の長さが増した。おそらく、最も重要な対面には、この八畳間から板絵の板戸を開けて臨むことが必要だったのだろう。

座敷の床飾りは表座敷と同様に質素であるが、六畳間の短辺を使うことで床間口も狭くなり四尺五寸幅で更に質素となった（写真12）。仕上げの細工についても同様に特段の贅は尽くさず極めて質素な造作であると指摘できる。



写真10 座敷境の板戸



写真11 板絵 奥座敷側

ただ、表座敷が外部外来者との接点であることを求められる空間に対して、奥座敷は言わば奥向きで私的空間・生活空間としての色彩が濃かったことは否定できない。その証のように、奥座敷の次の間六畳中央に堀炬燵の仕掛けが残っており、私的生活で冬場の暖を取る場であったことを示している（写真14）。



写真12 「奥座敷」の質素な床飾

5 設計手法について

「旧島津家別邸」は、本県武家住宅の典型であると言える。その建築には表に見えにくい大きな特徴が存在する。建築の設計手法が、畳の大きさを基本として寸法を変えずに固定して行う「畳割」の手法に基づいていることである（注3）。「畳割」は古い建築で使われたが普段には見られない。

先述したように「喜鶴亭」を大改修して出来た「仙巖園磯御殿」が、明らかな「畳割」手法で建築されたことをかつての研究で明らかにしていた。ほどなく建築されたこの「旧島津家別邸」が同じく「畳割」手法で建築されたことを畳寸法で確認している。

6 評価

「旧島津家別邸」について文化財としての評価を以下に取りまとめて報告する。

- 1 鉄道と国道が分断する以前の地続きの直轄地，集成館事業の舞台となった磯浜地区の最南端に立地して島津家との直接関係を示す。
- 2 島津家の居館を直接継承する建築で極めて貴重である。
- 3 武家の首領居館で，表座敷と奥座敷で公私を明確に分けた例として貴重である。
- 4 畳廊下を用いた希少・貴重な実例である。
- 5 「畳割」の建築手法を用いた建築で，本県で希少な実例として貴重である。
- 6 敷地全体が継承されており，漆喰塗土蔵・煉瓦の炊事場跡・鉄骨冠木門・希少庭木・祠・石垣・土堀など保全対象として指摘できる。



写真13 奥座敷へ縁通路



写真14 奥座敷の堀炬燵

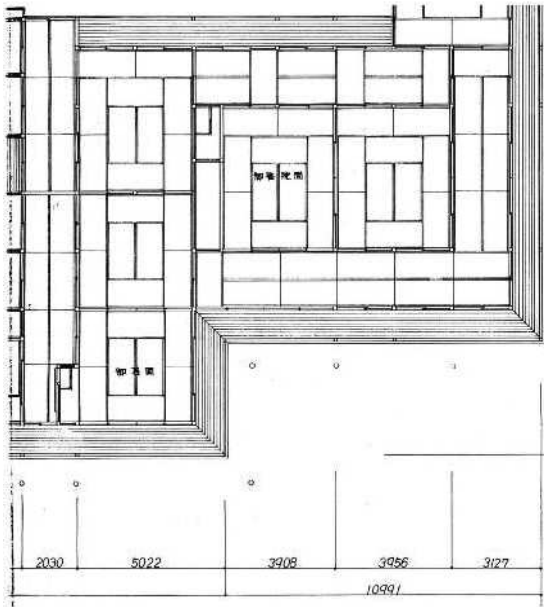


図4 「仙巖園御殿」書院間の畳廊下例

以上から「旧島津家別邸」は県指定有形文化財の指定に値する。(なお、邸内の板絵については評価が未了であることを注記する。)

(追記 本編に使用した実測図の製作修正には鹿児島県建築士会の池田賢一郎氏の協力をいただいた。付して感謝します。)

注

- 1 文献1では、建築年は明確でなく伝承で第29代島津忠義の頃としていた。
- 2 座敷の竿縁天井は、竿が床を刺すように使われる。鹿児島の武家住宅によく見られる。
- 3 「柱割」は、使用する柱の中心から中心までの距離を特定の寸法を基準にしてその比例関係で決める。「畳割」は特定の畳寸法を基準に、必要な畳数の外側に柱・壁を設定する方法。現代の木造建築等はほぼ「柱割」。

参考文献

- 1 「鹿児島県の近代和風建築」鹿児島県近代和風建築総合調査報告書 平成29年3月
鹿児島県教育委員会 PP.24-25 「4 島津別邸 (No.3872)」

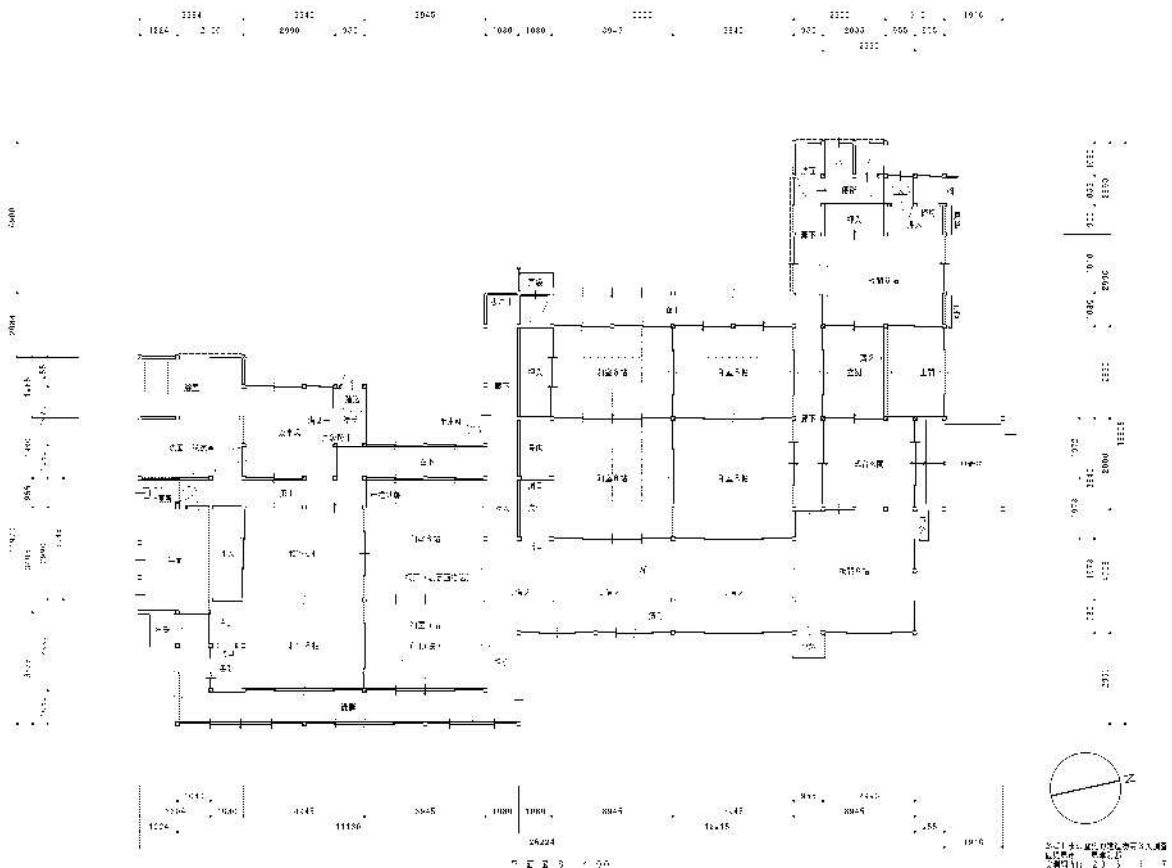


図5 旧島津家別邸 実測平面図